第63回
定時株主総会
招 集 ご 通 知

2021年4月1日～2022年3月31日

日 時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

場 所

長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社6階会議室

（後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。
ご来場の株主様におかれましては、当日マスクの着用など感染予防にご配慮いただくとともに、以下の点について予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

- 感染予防措置として会場受付時に、手指の消毒・検温などを実施させていただきます。発熱のある方や体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
- 会場内のお席の間隔を十分確保するため、座席数を限定しております。満席の場合はご入場いただけない場合がございます。
- 総会運営スタッフは、当日の体調を十分に確認し、マスク着用で対応させていただきます。

目 次

第63回定時株主総会招集ご通知 … 1
株主総会参考書類…… 3
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件
　第４号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

事業報告……10
連結計算書類……23
計算書類……36
監査報告書……46

株式会社ヤマウラ

証券コード：1780

証券コード　1780
2022年６月８日

株 主 各 位

長野県駒ヶ根市北町22番１号
株式会社ヤマウラ
代表取締役社長　山　浦　正　貴

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年６月23日（木曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2022年６月24日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　長野県駒ヶ根市北町22番１号
当社本社６階会議室
（後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項　1　第63期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2　第63期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.yamaura.co.jp/ir/ir-news/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、また内部留保にも意を用いまして下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき２円50銭　　総額 47,318,302円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜ 削 除 ＞
＜　新 設　＞	（電子提供措置等） 第15条　当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（附則） 1　条文省略 2　条文省略 ＜　新 設　＞	（附則） 1　現行どおり 2　現行どおり 3　変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 4　前項の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 5　本附則３、４及び５は、2023年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社の株式数
1	やまうらまさき 山浦正貴 （1971年５月28日生）	2000年11月　当社入社 2005年５月　当社佐久支店長 2011年７月　当社駒ヶ根支店長 2011年12月　当社取締役駒ヶ根支店長 2013年12月　当社常務取締役管理本部副本部長 2014年12月　当社取締役副社長 2016年４月　当社代表取締役副社長 2019年６月　当社代表取締役社長（現任）	100,200株
2	ほしなしげお 保科茂雄 （1956年９月９日生）	1982年３月　当社入社 1989年４月　当社伊那支店長 1998年２月　当社建築営業部長 1998年12月　当社取締役建築営業部長 2002年12月　当社常務取締役営業本部長 2004年12月　当社専務取締役営業本部長 2006年10月　当社取締役建設事業本部長兼営業本部長 2006年12月　当社専務執行役員建設事業本部長 2007年12月　当社専務取締役建設事業本部長兼営業本部長 2011年12月　当社取締役副社長建設事業部長兼駒ヶ根支店長 2021年４月　当社取締役副社長建設事業部長（現任）	15,000株
3	なかじまみつたか 中島光孝 （1955年１月２日生）	1978年３月　当社入社 1996年４月　当社総務部長 1998年12月　当社取締役総務部長 2002年12月　当社取締役管理部長 2004年12月　当社常務取締役管理部長 2006年10月　当社取締役管理本部長 2006年12月　当社専務取締役管理本部長 2007年12月　当社常務取締役管理本部長 2011年12月　当社専務取締役管理本部長（現任）	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社の株式数
4	ふじきみあき 藤木公明 (1958年8月22日生)	1977年３月　当社入社 1995年４月　当社松本支店長 2002年12月　当社常務執行役員長野支店長 2009年12月　当社取締役営業本部副本部長兼長野支店長 2011年12月　当社常務取締役営業本部長 2019年６月　当社専務取締役営業本部長（現任）	8,000株
5	こばやしひろかつ 小林寛勝 (1957年2月8日生)	1975年４月　当社入社 2003年10月　当社執行役員技術本部長 2009年12月　当社取締役技術本部長 2019年６月　当社常務取締役技術本部長（現任）	21,400株
6	かわだまさのぶ 川田昌伸 (1955年3月22日生)	2001年４月　当社入社 2004年10月　当社首都圏事業部長 2006年12月　当社常務執行役員兼首都圏事業部長 2007年12月　当社取締役首都圏事業部長兼東京支店長(現任)	3,961株
7	やましたりょういち 山下良一 (1956年5月10日生)	1979年３月　当社入社 2001年10月　当社エンジニアリング事業部部長 2002年12月　当社執行役員兼エンジニアリング事業部長 2007年12月　当社取締役エンジニアリング事業部長(現任)	13,200株
8	あかはねかずなり 赤羽一成 (1957年1月17日生)	2003年８月　当社入社 2011年12月　当社執行役員営業本部副本部長兼佐久支店長 2014年12月　当社取締役営業本部副本部長兼佐久支店長 2020年４月　当社取締役営業本部副本部長（現任）	17,435株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

現在の監査等委員である取締役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社の株式数
1	むらかみすけまさ 村上資昌 (1945年５月８日生)	1964年４月　関東信越国税局総務部総務課 1997年７月　伊那税務署長 2001年７月　国税庁長官官房関東信越派遣首席国税庁監察官 2003年７月　関東信越国税局徴収部長 2004年８月　村上税理士事務所開設 2010年３月　税理士法人りんどう会計代表社員 2015年12月　当社社外取締役 2016年12月　当社監査等委員　社外取締役（現任） 2020年４月　税理士法人りんどう会計所属税理士（現任）	―株
2	こいけいさむ 小池勇 (1947年２月15日生)	1965年４月　関東信越国税局総務部総務課 1999年７月　飯田税務署長 2000年７月　関東信越国税局徴収部特別整理第一部門統括国税徴収官 2002年７月　関東信越国税局徴収部特別整理総括課長 2004年７月　松本税務署長 2006年８月　小池勇税理士事務所（現任） 2016年12月　当社監査等委員　社外取締役（現任）	―株
3	なかつぼけいじ 中坪敬治 (1955年12月８日生)	1974年４月　関東信越国税局総務部総務課 2011年７月　秩父税務署長 2012年７月　関東信越国税局調査査察部調査第一部門統括国税調査官 2014年７月　関東信越国税局課税第一部国税訟務官室室長 2015年７月　春日部税務署長 2016年８月　中坪敬治税理士事務所 2016年12月　当社監査等委員　社外取締役（現任） 2019年６月　税理士法人あおば会計社員税理士（現任）	―株

（注）1.　村上資昌、小池勇、中坪敬治の３氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2.　各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 村上資昌氏は税理士の資格を有し、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。また会計事務所の代表社員として、多くの企業の経営指導に携わった経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 小池勇氏は、税理士の資格を有し、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。税務職員として多くの企業の会計に精通した経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 中坪敬治氏は税理士の資格を有し、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。会計事務所における経営指導の経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 村上資昌氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年６ヶ月、また監査等委員である社外取締役としての在任期間は５年６ヶ月であります。また、小池勇氏及び中坪敬治氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年６ヶ月となります。
7. 村上資昌、小池勇、中坪敬治の３氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
8. 当社は、村上資昌氏、小池勇氏及び中坪敬治氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、３氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以　上

（ご参考）第３号議案および第４号議案の候補者の専門性と経験（スキルマトリクス）

氏名			企業経営	技術生産品質	営業マーケティング	環境・社会ガバナンス	財務会計	法務リスク管理	人事労務人材開発
山浦　正貴			○	○	○			○	○
保科　茂雄			○		○	○		○	○
中島　光孝						○	○	○	○
藤木　公明			○	○	○				○
小林　寛勝				○		○		○	○
川田　昌伸			○	○	○	○			
山下　良一				○	○				○
赤羽　一成					○			○	○
村上　資昌	監査等委員	社外	○				○	○	○
小池　　勇	監査等委員	社外					○	○	
中坪　敬治	監査等委員	社外	○				○	○	○

（注）上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

(添 付 書 類)

事　業　報　告

(自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響が続く中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きもみられましたが、ロシア・ウクライナ情勢など地政学的リスクの懸念などもあって、依然として注意が必要な状況にあります。

建設業界においては、国土強靭化計画などを背景とする関連予算の執行により公共投資は底堅さを維持しておりますが、民間設備投資は先行きの不透明感を反映して投資計画の見直し、先送りなどが懸念される中、建設技術労働者の不足、建設資材価格の高止まりなど厳しい事業環境が続いております。

このような状況の下、当社グループは、工場、倉庫、オフィスなど多様なニーズに対応する建築ブランド「イーファクト」「アットワークス」「オイシールド」を立ち上げ、企業建築のブランド化で受注拡大に努めるとともに、エンジニアリング事業とのシナジー効果を活かしての受注活動にも注力いたしました。

BIM、CIM、３Dレーザースキャナーなどの導入や活用範囲の拡大などのIT化と基幹システムを中心とした全社業務の効率化などを進めて、顧客満足度の向上、品質向上、原価低減、経費削減を進めてまいりました結果、当連結会計年度の業績は、開発事業等を含む受注高265億45百万円、売上高279億46百万円、営業利益21億23百万円、経常利益23億17百万円、親会社株主に帰属する当期純利益14億95百万円となりました。

【事業の種類別セグメント】

(建設事業)

建設事業につきましては、受注高210億19百万円、売上高229億３百万円、営業利益21億43百万円となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、受注高29億74百万円、売上高24億91百万円、営業利益３億66百万円となりました。

(開発事業等)

開発事業等につきましては、首都圏でのマンション分譲事業を中心に、売上高25億81百万円、営業利益94百万円となりました。

(2) セグメント別営業の状況

当連結会計年度におけるセグメント別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度売上高
建築部門	20,202
土木部門	2,700
エンジニアリング事業	2,491
開発事業等	2,581
調整額	△29
合計	27,946

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は、天井クレーン設置、太陽光発電装置設置、基幹システムに係るソフトウェア開発など総額228百万円であります。

これら設備投資に要した資金は、手持資金を充当いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、増資あるいは社債発行等の資金調達は行っておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

建設業を取り巻く事業環境は、公共投資は国土強靱化対策などにより当面の間は底堅く推移するものと見込まれておりますが、民間の設備投資は予測しがたい状況にあります。長期に亘る新型コロナウイルス問題の影響に加えて、ロシア・ウクライナ問題など地政学的な問題が原材料価格の上昇、納期の遅延などに影響し、引き続き建設業界の技術者・技能者の不足問題も含めて業績下振れのリスクを多く抱えており環境は不透明勝厳しい状況が続いています。

この様な状況下、当社グループは、

①顧客満足度の飽くなき追求

②技術者集団・技能者集団の形成、協力業者の育成

③各事業のシナジー効果を活かし、相互にバランスの取れた事業展開

④働き方改革の推進と生産性向上の実現

⑤ガバナンスの徹底と社会的責任の実践

⑥全業務プロセスにおけるCO_2排出量の削減（カーボンニュートラルの実現）

⑦DX推進

を基本方針に掲げ、ESG経営を推進しグループ全体の成長、売上高、収益の確保、企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（10）財産および損益の状況

区分（単位） ＼ 期別	第 60 期 自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日	第 61 期 自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日	第 62 期 自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日	第 63 期 自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日
受注高（百万円）	25,022	29,798	23,955	26,545
売上高（百万円）	32,305	23,769	24,829	27,946
経常利益（百万円）	2,043	1,517	1,544	2,317
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,230	954	1,142	1,495
1株当たり当期純利益（円）	66.89	51.34	60.61	78.99
総資産（百万円）	25,707	21,267	23,614	24,501
純資産（百万円）	13,982	14,884	16,422	17,793

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

（11）重要な親会社および子会社の状況

子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ヤマウラ企画開発㈱	200百万円	100%	不動産の売買・賃貸借

当社の連結子会社は、ヤマウラ企画開発㈱１社であります。

（12）主要な事業内容

当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣許可〔(般特－2) 第9358号〕を受け、建築、土木ならびにこれらに関連する事業を行う他、水力発電設備機器、環境関連装置、情報通信設備、プラント設備、大型産業機械、橋梁等大型鋼構造物等の設計製作に関する事業を行っております。併せて当社と子会社であるヤマウラ企画開発㈱が不動産の売買、賃貸、宅地開発、分譲マンション事業を行っております。

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
名 378	4名増	才 44.4	年 13.4

(注) 1. 上記従業員数には、嘱託、準社員、およびパートタイマーを含んでおります。
2. 平均年令、平均勤続年数は、小数点以下第２位を四捨五入して算出しております。

(14) 主要な事業所

① 本社・建築・土木部門　　長野県駒ヶ根市北町22番１号
② エンジニアリング事業部　　長野県駒ヶ根市東町19番16号
③ 支店・営業所

名称	所在地
長野支店	長野県長野市青木島町青木島乙269－４
佐久支店	長野県佐久市長土呂南上中原764－３
松本支店	長野県松本市島立867番１
諏訪支店	長野県茅野市ちの字丁田2799番地１
辰野支店	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番地３
伊那支店	長野県伊那市中央417番地１
飯田支店	長野県飯田市育良町一丁目10番３
東京支店	東京都中央区日本橋三丁目８番２号

④ ヤマウラ企画開発㈱　　東京都中央区日本橋三丁目８番２号

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

① 発行済株式の総数　21,103,514株

② 株主数　41,457名

③ 大株主

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
㈱信州エンタープライズ	3,641	19.2
ヤマウラ従業員持株会	1,720	9.0
日本マスタートラスト信託銀行㈱	1,050	5.5
㈱八十二銀行	668	3.5
㈱長野銀行	444	2.3
綿半ホールディングス㈱	429	2.2
山浦速夫	359	1.8
山浦康民	358	1.8
㈱日本カストディ銀行	271	1.4
極東開発工業㈱	200	1.0

(注) 1. 当社は、自己株式 2,176,193株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

④ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項

会社における地位	担当および重要な兼職の状況	氏名
取締役会長	ヤマウラ企画開発㈱代表取締役社長 ㈱信州エンタープライズ代表取締役社長	山浦速夫
代表取締役社長		山浦正貴
取締役副社長	建設事業部長	保科茂雄
専務取締役	管理本部長	中島光孝
専務取締役	営業本部長	藤木公明
常務取締役	技術本部長	小林寛勝
取締役	首都圏事業部長兼東京支店長	川田昌伸
取締役	エンジニアリング事業部長	山下良一
取締役	営業本部副本部長	赤羽一成
社外取締役 (監査等委員)	税理士法人りんどう会計所属税理士	村上資昌
社外取締役 (監査等委員)	税理士	小池勇
社外取締役 (監査等委員)	税理士法人あおば会計社員税理士	中坪敬治

(注) 1. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置し、重要会議に出席し情報の収集をする他、内部監査部門、執行役から定期的にヒアリングを行い監査の実効性を確保していることから常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 社外取締役村上資昌氏、小池勇氏、中坪敬治氏は独立役員に指定しております。
3. 監査等委員村上資昌氏、小池勇氏、中坪敬治氏は、税理士の資格を有しており会計、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役の報酬等の額

	員数(名)	報酬等の種類別総額(千円)		報酬等の総額(千円)
		固定金銭報酬	業績連動金銭報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く）	9	123,052	70,000	193,052
取締役（社外取締役監査等委員）	3	12,100	—	12,100

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2016年12月16日開催の第57回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）また、監査等委員である取締役の報酬総額は年額100百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名、監査等委員である取締役の員数は３名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決定した決定方針と整合していることを確認しており当該決定方針に沿うものと判断しております。

当社の取締役の報酬等は、優秀な人材を確保するとともに、企業価値を持続的に高めるインセンティブとして十分に機能する体系とし、各職責を踏まえ、同業他社や社会情勢等を踏まえて適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬（固定金銭報酬）」「業績連動金銭報酬」により構成されており、基本報酬（固定金銭報酬）は、役位、職責に応じて世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、監査等委員である取締役に対する報酬は「基本報酬（固定金銭報酬）」のみとしております。支払い方法は年額を12等分して毎月支給しております。

短期の業績連動金銭報酬として取締役に対して賞与を支給しております。短期インセンティブの特徴を際立たせるため、連結経常利益を賞与算定の基礎とした業績指標としております。各取締役の役職貢献度等に応じて算出した額を年一定の時期に支給しており、当連結会計年度の連結経常利益は、2,317百万円となりました。

取締役の基本報酬及び業績連動報酬については、上記の方針によって決定されるため種類別の報酬割合については特段定めておりません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、2021年２月21日の取締役会決議に基づき代表取締役社長山浦正貴がその具体的内容について委任を受けるものとしております。

代表取締役社長は、全社の業績を俯瞰しつつ各担当役員の担当領域や職責の評価を行うに最適と判断しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分とし、公平性確保のため監査等委員会の答申を得た上で決定することとしております。監査等委員である取締役の個人の報酬額は、監査等委員会で決定することとしております。

④　社外役員に関する事項

ア　当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取　締　役 (監査等委員)	村　上　資　昌	当事業年度に開催された取締役会５回の内４回に、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識と、企業の経営指導にも携わる経験を基に適宜適切な発言を行っております。また監査等委員長として経営全般に対する適切なアドバイス、提言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	小　池　　勇	当事業年度に開催された取締役会５回の全てに、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識を基に取締役会意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言、提案を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	中　坪　敬　治	当事業年度に開催された取締役会５回の全てに、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識を基に会計処理の妥当性、内部監査等について適宜適切な提言を行っております。

イ　責任限定契約の概要

当社は、社外取締役村上資昌氏、小池勇氏並びに中坪敬治氏との間で責任限定契約を締結しており、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

ウ　当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

⑤　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

誠栄監査法人

② 報酬等の額

a. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　20,000千円

b. 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額　―千円

合計　20,000千円

（注）a.の報酬等の額については、会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していないため、その合計額を記載しております。

③ 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

20,000千円

④ 監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、誠栄監査法人の報酬について会計監査人としての業務内容、監査体制を考慮した結果、上記金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。

⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記の他、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は、不再任に関する議案を決定します。

3. 会社の体制および方針

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として次のとおり決議しております。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・代表取締役社長が繰り返し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを役職員に伝え、徹底する。
・管理本部総務・人事チームをコンプライアンス統括部門として、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、及び問題点の把握に努める。
　各事業部長をコンプライアンス責任者として、各事業部に固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
・コンプライアンス責任者、取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに管理本部総務・人事チームに報告する。報告を受けた管理本部総務・人事チームは、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議し、実施させる。
・管理本部総務・人事チームと監査等委員は、日ごろから連携して全社のコンプライアンス体制及び、コンプライアンス上の問題点の有無の調査に努める。
・管理本部総務・人事チームと監査等委員会は定期的に会合を持ち情報交換に努める。また、必要に応じて監査法人の出席を求め、意見の聴取を行う。
・職員の法令・定款違反行為については、管理本部総務・人事チームから賞罰委員会に処分を求め、役員の法令・定款違反については、監査等委員会が、取締役会に対して具体的処分を答申する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

・取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規定に従い、適切かつ確実に保存する。
・取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

損失の危機の管理に関する規定その他の体制

・コンプライアンス、訴訟、環境、災害、品質、情報セキュリティーに係るリスクについては、それぞれの担当部署（ISO14001・ISO9001・ISO45001を統合したPAS99の事務局・災害対策委員会を含む）において、規則ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者、責任部署を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・社内の規定に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するとともに、経営執行会議において担当役員、執行役員ごとの目標管理のレビュー・プレビューを実施する。

株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の内部管理体制に責任を負う取締役を取締役管理本部長とし、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社の内部監査室が定期監査を行い取締役会に報告する。
・子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については、事前協議を行う。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。
・監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し人事異動、評価等についてはあらかじめ監査等委員会の同意を得る。

取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制
・取締役および使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社の企業集団に重大な損害を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況の内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行う。
・当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告、情報提供を行う。

監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
・監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は、償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は償還の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用、又は債務が当該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員は必要に応じて重要な会議に出席して、意見を述べることができる。
・監査等委員会は職務の遂行上必要と判断したときは、取締役、使用人、及び会計監査人に対して報告を求めることができる。

財務報告の適正性を確保するための体制

・財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

・当社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不法・不当要求行為に対しては、断固これを拒否することを基本方針としている。
・この基本方針に基づき、本社管理本部総務・人事チームを対応統括部署として、不当要求防止責任者を選任し、必要に応じて所轄警察署や暴力追放運動推進センター等関連諸団体、弁護士等と連携して対応しており、社員に対しては、対策マニュアルをウェブ上に配信し定期的に閲覧するなど研修を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、夫々の基本方針に基づいて具体的な取組を行うとともに、その運用状況について重要な不備がないか常時モニタリングを行っております。

また、役員および執行役員各部門長が出席し、毎週開催される執行役員会議において、内部統制システムの重要性、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**18,772,317**	**流動負債**	**6,478,602**
現金預金	2,926,675	工事未払金等	2,378,063
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	5,288,705	未払法人税等	548,373
電子記録債権	455,386	契約負債	1,700,680
販売用不動産	3,750,991	賞与引当金	344,000
未成工事支出金	1,075,136	完成工事補償引当金	415,496
開発事業等支出金	2,851,673	工事損失引当金	166,517
未収入金	2,349,791	株主優待引当金	156,424
その他流動資産	73,956	未払消費税	199,282
固定資産	**5,729,611**	その他流動負債	569,764
有形固定資産	**3,203,494**	**固定負債**	**229,676**
建物・構築物	1,436,898	長期未払金	87,347
機械・運搬具・工具器具・備品	490,202	繰延税金負債	844
土地	1,276,394	資産除去債務	4,591
無形固定資産	**284,555**	退職給付に係る負債	61,666
ソフトウェア	254,342	その他固定負債	75,227
その他無形固定資産	30,213	**負債合計**	**6,708,278**
投資その他の資産	**2,241,560**	**純資産の部**	
投資有価証券	1,430,277	**株主資本**	**17,274,960**
長期貸付金	3,029	資本金	2,888,492
敷金保証金	100,989	資本剰余金	1,995,602
繰延税金資産	539,435	利益剰余金	13,221,880
その他の投資等	171,767	自己株式	△831,014
貸倒引当金	△3,940	**その他の包括利益累計額**	**518,689**
		その他有価証券評価差額金	577,841
		退職給付に係る調整累計額	△59,151
		純資産合計	**17,793,649**
資産合計	**24,501,928**	**負債・純資産合計**	**24,501,928**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	25,394,812	
開発事業等売上高	2,551,558	27,946,370
売上原価		
完成工事原価	20,565,828	
開発事業等売上原価	2,226,758	22,792,587
売上総利益		
完成工事総利益	4,828,983	
開発事業等総利益	324,799	5,153,783
販売費及び一般管理費		**3,029,820**
営業利益		**2,123,962**
営業外収益		
受取利息配当金	107,641	
受取手数料	2,144	
受取保険金	110,633	
その他営業外収益	3,803	224,222
営業外費用		
支払利息	30,253	
その他営業外費用	1	30,254
経常利益		**2,317,930**
特別利益		
固定資産売却益	1,449	1,449
特別損失		
固定資産売却損	1,486	
固定資産除却損	1,316	2,802
税金等調整前当期純利益		**2,316,577**
法人税、住民税及び事業税		865,064
法人税等調整額		△43,530
当期純利益		**1,495,043**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,495,043**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2021年４月１日残高	2,888,492	1,995,602	11,821,473	△831,014	15,874,553	550,635	△3,082	547,553	16,422,106
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△47,318		△47,318				△47,318
剰余金の配当（中間配当）			△47,318		△47,318				△47,318
親会社株主に帰属する当期純利益			1,495,043		1,495,043				1,495,043
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						27,205	△56,069	△28,863	△28,863
連結会計年度中の変動額合計			1,400,406		1,400,406	27,205	△56,069	△28,863	1,371,543
2022年３月31日残高	2,888,492	1,995,602	13,221,880	△831,014	17,274,960	577,841	△59,151	518,689	17,793,649

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　　ヤマウラ企画開発㈱

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

Ⅱ．重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法に基づく原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし1998年４月１日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び2016年４月１日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取債権および貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）及び収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は次のとおりです。

工事契約に係る収益認識

当社は、従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。
また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。
収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形・完成工事未収入金等」は、当連結会計年度より「受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産」に含めて表示しております。また、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、「契約負債」として表示しております。

時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)
工事契約における収益認識
1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高	16,071,990千円
契約資産	1,468,463千円

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。
見積総原価と発生総原価が相違した場合は、当連結会計年度末の履行義務の充足に係る進捗度の見積りに影響があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高の金額に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　4,754,228千円

2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物・構築物　56,200千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数　21,103,514株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2021年6月25日定時株主総会	普通株式	47,318	2.5	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月12日取締役会	普通株式	47,318	2.5	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2022年6月24日定時株主総会	普通株式	47,318	利益剰余金	2.5	2022年3月31日	2022年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に首都圏での不動産開発事業を行うための事業計画に照らして、必要資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権および未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金等は、１年以内の支払期日でありますが、流動性リスク（支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、未収入金、長期貸付金は、取引相手ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権、未収入金、工事未払金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位　千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
投資有価証券	1,415,696	1,415,696	―

（注）市場価格のない株式等

（単位　千円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	14,581

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位　千円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,415,696	―	―	1,415,696

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

（1）賃貸等不動産に関する事項

当社および連結子会社は、長野県内およびその他の地域に賃貸物件（土地を含む）を有しております。2022年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、101百万円（賃貸収益は、開発事業等売上高に、主な賃貸費用は、開発事業等売上原価に計上）であります。

（2）賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
528,846	△12,586	516,259	471,578

（注）1.　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2.　当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士の評価を基に、固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位　千円)

	報告セグメント			
	建設事業	エンジニアリング事業	開発事業等	計
売上高				
一定の期間にわたり移転される財・サービス	15,676,108	395,882	—	16,071,990
一時点で移転される財・サービス	7,227,405	2,095,415	2,339,357	11,662,179
顧客との契約から生じる収益	22,903,513	2,491,298	2,339,357	27,734,170
その他の収益	—	—	241,848	241,848
連結会社間の売上高	—	—	△29,648	△29,648
外部顧客への売上高	22,903,513	2,491,298	2,551,558	27,946,370

(注) その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価改修基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で工事契約に基づき収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事契約による建築工事、土木工事、エンジニアリング工事において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振り替えられ請求に基づき支払を受けます。契約負債は、主に工事契約における顧客からの前受金であります。

(単位　千円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,534,632	4,275,629
契約資産	2,035,598	1,468,463
契約負債	1,447,650	1,700,680
当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれている額	―	1,447,650

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、16,692,398千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて2023年3月期から2025年3月期の間で収益を認識することを見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額　940円10銭
2. 1株当たり当期純利益　78円99銭

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等に関して会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響は、事業によってその影響や程度が異なるものの、今後、売上高の減少等の影響があると見込まれる事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響が期末まで及ぶことを前提として、会計上の見積りを行っております。

貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**18,073,248**	**流動負債**	**6,469,887**
現金預金	2,909,482	工事未払金	2,378,063
受取手形	15,640	未払金	339,873
電子記録債権	455,386	未払法人税等	545,400
完成工事未収入金及び契約資産	5,273,064	未払消費税	193,540
販売用不動産	302,180	未払費用	160,347
未成工事支出金	1,075,136	契約負債	1,700,680
材料貯蔵品	24,842	賞与引当金	344,000
短期貸付金	7,307,862	完成工事補償引当金	415,496
その他の流動資産	709,652	工事損失引当金	166,517
固定資産	**6,127,256**	株主優待引当金	156,424
有形固定資産	**2,718,570**	その他の流動負債	69,543
建物	1,059,206	**固定負債**	**166,855**
構築物	15,233	長期未払金	87,347
機械装置	385,146	資産除去債務	4,591
車輌運搬具	60,208	その他の固定負債	74,917
工具器具及び備品	44,145	**負債合計**	**6,636,742**
土地	1,154,629	**純資産の部**	
その他の有形固定資産	0	**株主資本**	**16,985,921**
無形固定資産	**284,001**	資本金	2,888,492
借地権	28,523	資本剰余金	1,995,602
温泉施設利用権	1,690	資本準備金	1,995,602
ソフトウェア	253,787	利益剰余金	12,932,841
投資その他の資産	**3,124,684**	利益準備金	169,832
投資有価証券	1,430,277	その他利益剰余金	12,763,008
関係会社株式	200,000	固定資産圧縮積立金	41,635
長期貸付金	803,029	別途積立金	3,460,000
長期前払費用	3,364	繰越利益剰余金	9,261,373
敷金及び保証金	100,139	自己株式	△831,014
繰延税金資産	401,454	**評価・換算差額等**	**577,841**
前払年金費用	23,065	その他有価証券評価差額金	577,841
その他の投資等	167,293		
貸倒引当金	△3,940	**純資産合計**	**17,563,762**
資産合計	**24,200,505**	**負債・純資産合計**	**24,200,505**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	25,394,812	
開発事業等売上高	275,605	25,670,417
売上原価		
完成工事原価	20,581,101	
開発事業等売上原価	215,606	20,796,707
売上総利益		
完成工事総利益	4,813,710	
開発事業等総利益	59,998	4,873,709
販売費及び一般管理費		**2,827,227**
営業利益		**2,046,482**
営業外収益		
受取利息配当金	206,983	
受取手数料	13,053	
受取保険金	110,633	
その他営業外収益	3,601	334,271
営業外費用		
その他営業外費用	1	1
経常利益		**2,380,752**
特別利益		
固定資産売却益	1,449	1,449
特別損失		
固定資産売却損	1,486	
固定資産除却損	1,275	2,761
税引前当期純利益		**2,379,440**
法人税、住民税及び事業税		863,420
法人税等調整額		△54,539
当期純利益		**1,570,559**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2021年４月１日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	6,815	43,432	3,460,000	7,776,838	11,456,917
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩					△6,815			6,815	
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,796		1,796	
剰余金の配当								△47,318	△47,318
剰余金の配当（中間配当）								△47,318	△47,318
当期純利益								1,570,559	1,570,559
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計					△6,815	△1,796		1,484,534	1,475,923
2022年３月31日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	—	41,635	3,460,000	9,261,373	12,932,841

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年４月１日残高	△831,014	15,509,997	550,635	550,635	16,060,633
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩					
固定資産圧縮積立金の取崩					
剰余金の配当		△47,318			△47,318
剰余金の配当（中間配当）		△47,318			△47,318
当期純利益		1,570,559			1,570,559
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			27,205	27,205	27,205
事業年度中の変動額合計		1,475,923	27,205	27,205	1,503,128
2022年３月31日残高	△831,014	16,985,921	577,841	577,841	17,563,762

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法に
株式等以外のもの　　より処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない……移動平均法に基づく原価法
株式等

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により
算定)

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により
算定)

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により
算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）
……定率法
ただし1998年４月１日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び
2016年４月１日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法なお耐
用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基
準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）
……定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金
受取債権及び貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金
完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(4) 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

(5) 株主優待引当金
株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2021年３月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は次のとおりです。

工事契約に係る収益認識

当社は、従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。
また、当事業年度の損益に与える影響もありません。
収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金等」は、当事業年度より「完成工事未収入金等及び契約資産」に含めて表示しております。また、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」は、「契約負債」として表示しております。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約における収益認識

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高	16,071,900千円
契約資産	1,468,463千円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報については、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2.「連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　4,381,062千円

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権　7,307,862千円

長期金銭債権　800,000千円

(3) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次の通りであります。

建物・構築物　56,200千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

開発事業等売上高　29,648千円

営業外取引

受取利息　78,879千円

受取配当金　100,000千円

受取手数料　10,909千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数　2,176,193株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別内訳

繰延税金資産	
長期未払金	26,378千円
販売用不動産評価損	85,772千円
貸倒引当金	9,085千円
賞与引当金	103,888千円
完成工事補償引当金	125,479千円
工事損失引当金	50,288千円
資産除去債務	40,040千円
試験研究費	66,117千円
減損損失	59,561千円
その他	123,096千円
繰延税金資産小計	689,708千円
評価性引当金	△20,129千円
繰延税金資産合計	669,578千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△249,892千円
固定資産圧縮積立金	△11,265千円
退職給付費用	△6,965千円
繰延税金負債合計	△268,124千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ヤマウラ企画開発㈱	東京都中央区	200,000	不動産の売買・賃貸借	所有直接100%	資金援助	資金の回収	2,245,131	短期貸付金	7,307,862
									長期貸付金	800,000
							受取利息	78,879	未収入金	—

(注) ヤマウラ企画開発㈱に対する資金の返済については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

役員および個人主要株主等

属性	氏名	所有議決権の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	山下 良一	0	取締役	建築工事請負	48,290	完成工事未収入金及び契約資産	—

(注) 1. 上記の取引金額には、消費税等が含まれておりません。
2. 建築工事請負については、価格交渉の上、一般取引上件と同様に決定しています。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 927円96銭
2. 1株当たり当期純利益 82円98銭

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等に関して会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症による当社事業への影響は、事業によってその影響や程度が異なるものの、今後、売上高の減少等の影響があると見込まれる事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響が期末まで及ぶことを前提として、会計上の見積りを行っております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月24日

株式会社　ヤ　マ　ウ　ラ
　取締役会　御中

誠 栄 監 査 法 人
愛知県名古屋市
代表社員
業務執行社員　公認会計士　荒　川　紳　示
代表社員
業務執行社員　公認会計士　古　川　利　成

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマウラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月24日

株式会社　ヤ　マ　ウ　ラ
　取締役会　御中

誠 栄 監 査 法 人
愛知県名古屋市
代表社員
業務執行社員　公認会計士　荒　川　紳　示
代表社員
業務執行社員　公認会計士　古　川　利　成

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2021年４月１日から2022年３月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月27日

株式会社ヤマウラ　監査等委員会

社外取締役　監査等委員　　村　上　資　昌　㊞

社外取締役　監査等委員　　小　池　　勇　㊞

社外取締役　監査等委員　　中　坪　敬　治　㊞

(注) 監査等委員村上資昌及び小池勇並びに中坪敬治は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〔メ　モ　欄〕

株主総会会場ご案内図

会　場　長野県駒ヶ根市北町22番１号
　　当社本社　　６階会議室

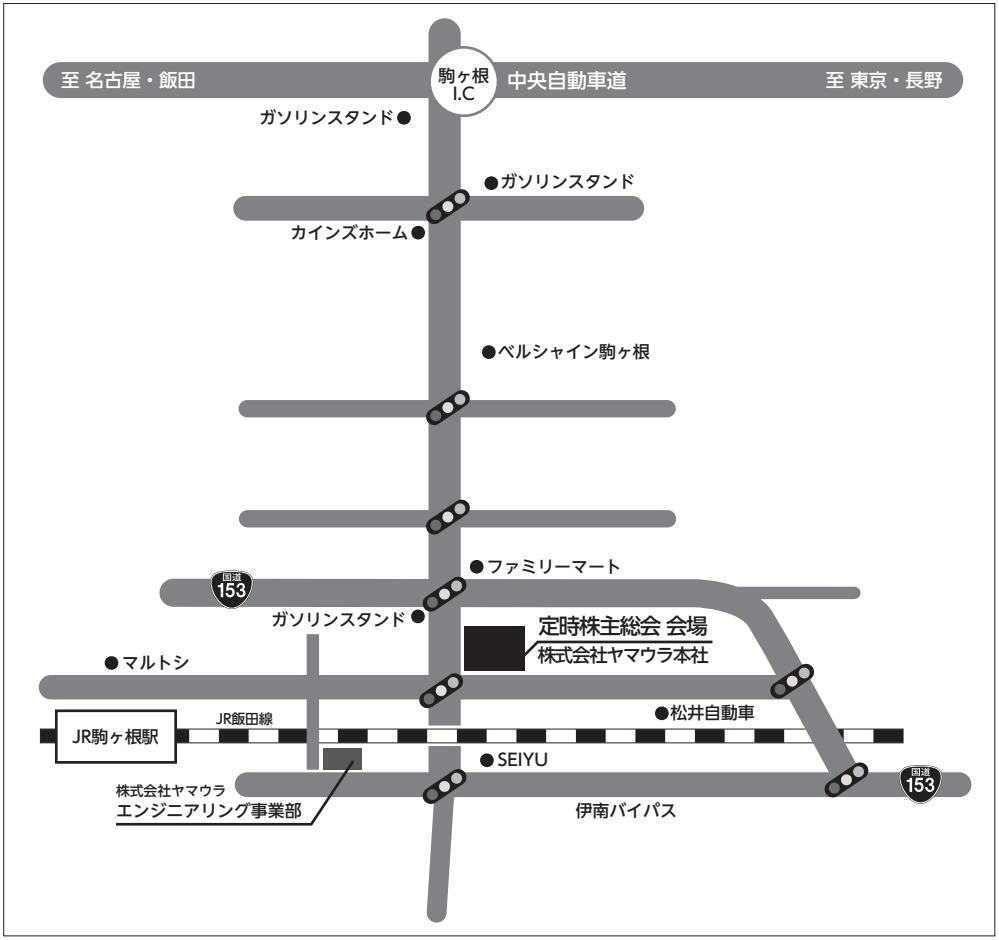

交通のご案内　JR飯田線 駒ヶ根駅 下車　徒歩約７分
　　中央自動車道 駒ヶ根インターから車で約６分